歴史が彩(いろど)る松前町　今　甦(よみがえ)る　松前城築城400年

平成18年

広報 まつまえ

No.596

心ひとつに力をあわせて

10月22日に行われた松前城築城400年祭町民綱引き大会より
（関連記事２ページに掲載）

『まつまえ』の題字は金子鷗亭先生の揮毫

■松前町ホームページ
http://www.e-matsumae.com

歴史が彩（いろど）る松前町　今 甦（よみがえ）る

松前城築城四〇〇年祭

題字は、天満谷貴之氏（松前中学校教諭）

記念コンサート

海上自衛隊大湊音楽隊・迫力ある演奏

10月15日、パートナーシップランドいさりびにおいて、海上自衛隊大湊音楽隊による記念コンサートが開催されました。

北海道、東北地方で数多くの演奏活動を行っている大湊音楽隊の演奏はとても迫力があり、350名の観客を魅了しました。

また、町民との交流コーナーでは、大湊音楽隊の演奏で、見野松前警察署長が指揮者となり、藤村盛さん（字江良）が松前桜音頭を熱唱しました。会場は観客の皆さんも踊り出すほどの盛り上がりでした。

町民綱引き大会

心ひとつに力を合わせ

10月22日、藩屋敷駐車場北側において、15チームが参加し、町民綱引き大会が開催されました。

かけ声を合わせながら本格的に参戦するチームもあり、どのチームも力いっぱい、熱戦を繰り広げ、家族や友だちを応援する大きな声援は、さらに会場を盛り上げました。

また、少し肌寒さを感じた当日、頑張った選手たちや応援の皆さんは、松前婦人の会の協力を得て振舞われた温かい豚汁をおいしそうに食べ、疲れを癒していました。

試合結果

（紙面の都合上、優勝チームのみ掲載）

《一般男子》

優勝　チーム根ボッケ（海上自衛隊松前警備所）

《一般女子》

優勝　のび太のママチーム（大磯保育所保護者・保育士）

《小学生》

優勝　小島小学校

《幼児》

※順位なし。参加チーム名掲載

清部保育所・大磯保育所・朝日保育所

功績をたたえ

平成18年度
松前町表彰式

【功労表彰】

▼（故）石山平様（字江良）
▼西村トセ様（字福山）
▼川原花野様（字清部）
▼工藤昭治様（字弁天）
▼田中廣三様（字月島）
▼横濱良治様（字松城）

町の政治・経済・文化・福祉など各分野にわたって町政の振興発展に寄与された方々に対する表彰式が11月7日、町民総合センターで開催されました。

今回、表彰された方々は、功労表彰の6名で関係者約100名が見守る中、前田町長から受賞者一人ひとりに表彰状と記念品が手渡されました。これを受け受賞者を代表して、横濱良治さんが謝辞を述べられました。

謝辞を述べる横濱良治さん

まちの話題

芸術の秋を楽しむ

第33回松前町文化祭

町文化祭が『古城の大地・心ふれあう文化祭』をテーマに11月4日、5日の2日間、町民総合センターを会場に開催されました。

展示部門では、手芸や盆栽、絵画、書道、写真など、さまざまな自慢の作品が並び、特別部門では、各種バザーなどが行われました。

舞台部門では、歌謡や舞踊などが披露され、訪れた大勢の観客から大きな拍手が贈られていました。

第3回松前藩屋敷 秋の味覚とマグロまつり開催

10月22日、松前藩屋敷で『第3回松前藩屋敷秋の味覚とマグロまつり』が行われました。

これは、松前沖でとれた本マグロを多くの方々に食べていただこうと行われたものです。

当日は、午前と午後に行われたマグロ解体ショーをはじめ解体したマグロの即売会やマグロ丼の早食い大会、ご当地ソング発表会など多くのイベントが行われ、町内外から訪れた約2千8百人が秋の一日を楽しんでいました。

『東京地方松前会』開催

11月19日、松前町出身者で組織している「東京地方松前会」（会長・石黒貞夫）が東京都豊島区の池袋ホテルメトロポリタンで、会員約60名が出席して盛大に開催されました。

当日は、松尾助役や斉藤議長が町政や町の近況の報告をしました。また会場では今年行われた松前城築城400年祭の各種記念事業の様子も映像で紹介されました。

出席者は、久しぶりに集まった仲間とふるさとの懐かしい話に花を咲かせていました。

女性消防団員が独り暮らしの老人に防火指導

10月17日、松前消防団女性団員による原口から清部地区の独り暮らしの老人世帯を対象とした防火訪問が行われました。

当日は各地区担当のホームヘルパーと松前消防署員の随行により実施され、女性団員による火気設備の取り扱い説明や緊急時の通報、避難方法などを指導しました。

また、訪問した家庭にいなり寿司も渡されました。

独り暮らしのお年寄りの方々は、団員の熱心な指導を受け、防火に対する意識をさらに深めていました。

めざそう健康　見直そう生活習慣
健康フェスタ2006開催

11月19日、町民総合センターで『健康フェスタ2006』が開催されました。

これは、松前町健康づくり推進協議会（会長木村初枝）が主催して行っているもので、今回は、約160名が参加し、「めざそう健康！見直そう生活習慣！」をテーマに行われました。

当日は、町立病院院長の木村眞司先生が講師となり、「健康で楽しく生きるために」と題し、普段の生活において健康について気をつけることなどを話され、参加者の健康に対する知識の向上を図りました。また、「音楽で心も体もリフレッシュ」と題して、アフリカ太鼓奏者の山北紀彦さんの自作の楽器による演奏や、奄美大島唄者の皆吉えりこさんによる奄美諸島で古くから歌われている民謡が披露され、参加者を楽しませ、心を充実させていました。

大島中『キャリア・スタート・ウィーク』
将来のために仕事を体験

10月24日から26日にかけて、大島中学校1年生20名が町内業者の協力を得て、体験学習を行いました。

これは、学校が生徒達に体験学習を通して、働くことについて考えてもらい、将来のために役立たせようと行ったものです。

希望した職種で実際に働いてみた生徒達は、自分達が見たことがない仕事を体験し、とまどいながらも将来のためにといろいろ興味を持って学んでいました。

松前中吹奏学部が『全力演奏』
第2回定期演奏会

11月3日、松前中学校体育館において、松前中学校吹奏楽部第2回定期演奏会が開催されました。

この演奏会は、昨年度から開催されており、今年度は『全力演奏』を目標に日々練習した成果を発表しようと、部員たちは一曲、一曲を大事に、そして迫力ある演奏で会場に訪れた方々から、たくさんの感動の拍手が贈られていました。

『南極の氷』がプレゼント
マンモス時代の氷に大歓声

10月17日、朝日保育所に南極の氷が届けられました。

これは、1月まで海上自衛隊松前警備所に勤務し、同保育所に通っていた園児の保護者でもあった、高橋清吾さんから『保育所の園児たちに喜んでもらいたい』と贈られたものです。

園児たちは2～3万年前の南極の氷を興味深く見つめ、触ったり、なめたりして大喜びしていました。

安全な街をめざして

11月7日、総合センターにおいて、松前警察署主催による『オラが街ピカッと「9000人」キャンペーン～「安全・安心ウォーカー隊」の発足～』が行われました。

松前町と福島町の街から犯罪や交通事故を無くそうと、車や漁船に黄色いステッカーを貼って、日頃活動に励んでいる「オラが街（海）・守り隊」の功績を讃えた感謝状の贈呈や、高齢者や子供たちを守るために作られた、蛍光キーホルダーが両町の65歳以上の方や小学・中学・高校生に贈られました。

蛍光キーホルダーを持った方々は「安全・安心ウォーカー隊」と名付けられ、提案した松前町交通安全母の会会長西村トセさんには安全・安心ウォーカー隊隊長の委嘱状が交付されました。

「オラが街（海）・守り隊」と「安全・安心ウォーカー隊」合わせて9000人の方々は、北海道で一番安全で安心な街を目指して活動していくこととなります。

田中廣三さん 北海道社会貢献表彰を受賞

このたび、田中廣三さん（字月島）が北海道社会貢献表彰を受賞されました。

これは、田中さんが月島3区納税貯蓄組合長及び松前町納税貯蓄組合連合会長として、永年にわたり納税貯蓄組合の育成指導に努められ、納税思想の普及高揚と税務行政の円滑な推進に貢献した功績が認められたものです。

伊川利幸さん 渡島支庁長表彰を受賞

このたび、伊川利幸さん（字江良）が渡島支庁長表彰（納税功労）を受賞されました。

これは、伊川さんが永年にわたり江良三協納税組合長として、納税貯蓄組合の育成指導に努められ、納税思想の普及高揚と納税行政の円滑な推進に貢献された功績が認められたものです。

税についての作文で入賞

このたび、全国納税貯蓄組合連合会が募集した平成18年度中学生の「税についての作文」において、松前中学校の廣瀬綾香さん（3年）が北海道納税貯蓄組合連合会優秀賞、小倉麻希さん（3年）が函館地区納税貯蓄組合連合会優秀賞を受賞されました。

これは、全国納税貯蓄組合連合会が租税教育の充実を目的として毎年募集しているもので、渡島管内から605編の応募があった中から選ばれました。

生涯学習のひろば

文化教育グループ ☎42－3060

第21回青少年健全育成推進大会「少年の主張」開催される！

11月4日（土）、町民総合センターで第21回青少年健全育成推進大会「少年の主張」（主催／松前町青少年健全育成連絡協議会・会長塚田俊一）が開催されました。

当日は、小学生19名・中学生7名・高校生1名が参加し、将来の夢や希望、社会への意見などを元気に発表しました。

発表者は、大人にひけをとらない素晴らしい発表を行い、約180名の聴衆者から賞賛の声があがっていました。

小学生の部

●金　賞（7名）

松城小6年　川内谷莉子さん
松城小6年　平沼　牧さん
館浜小6年　高橋　葵さん
館浜小6年　高山智奈美さん
小島小6年　堀川隆祐くん
小島小6年　村岡翔貴くん
小島小6年　加藤里菜さん

●銀　賞（7名）

松前小6年　滝谷美春さん
松城小5年　池田啓介くん
松城小6年　小野寺綾乃さん
松城小6年　工藤秀美さん
小島小6年　川合愛香さん
大島小6年　高橋美帆さん
大島小6年　高橋祐希さん

●銅　賞（5名）

松前小6年　佐藤莉奈さん
松前小6年　澤口かんなさん
松城小5年　荒関詩穂さん
松城小5年佐々木健太郎くん
松城小6年　岡田優香さん

中学生の部

●金　賞（2名）

大島中2年　藤巻　遥さん
大島中3年　加藤杏奈さん

●銀　賞（2名）

大島中1年　小西夏子さん
大島中2年　中江まりんさん

●銅　賞（3名）

松前中2年　佐々木萌華さん
大島中1年　福井雄太くん
大島中2年　小川　稜くん

高校生の部

●銀　賞（1名）

松前高校1年野坂はるかさん

第24回南北海道駅伝競走大会で松城小陸上少年団が「激走」3年連続優勝！

11月6日（日）、福島町で第24回南北海道駅伝競走大会が開催され、小学生男子の部で、松城小学校陸上少年団Aチームが最終区間で逆転し、見事3年連続優勝を飾りました。

〈松城小学校陸上少年団Aチーム〉

1区　堀川貴樹（松城小6年）
2区　松谷　涼（館浜小6年）
3区　阿久寛弥（松城小6年）
4区　松井俊樹（松城小6年）

〈その他の参加チームの成績〉

小学生男子の部（18チーム参加）

松城小B　9位
松城小C　14位
松城小D　15位
松城小E　17位

小学生女子の部（17チーム参加）

松城小A　6位
松城小B　15位

中学生男子の部（12チーム参加）

松前中野球部A　4位
松前中野球部B　8位

一般男子45才以上の部（12チーム参加）

松前ファミリークラブ8位

「野鳥観察会」で貴重な体験

10月22日（日）、白神天狗山で野鳥観察会が行われました。

当日は、小学生6名・一般の方9名が参加し、日本野鳥の会道南桧山支部の協力を得て、14種類の野鳥（オオコノハズクなど）に実際に触れることができ、また、野鳥に関する詳しい説明なども聞くことができ、参加者にとっては貴重な体験となりました。

道民カレッジ「ほっかいどう学」出前講座でまちづくり

10月24日（火）、町民総合センターで、道民カレッジ「ほっかいどう学」出前講座（主催／北海道教育委員会・財団法人北海道生涯学習協会）が、開催されました。テーマは、「松前町の文化財を活用したまちづくり」で、当日は、26名が参加し、ノンフィクション作家合田一道氏による基調講演と参加者によるワークショップ（グループでの参加体験型の学習方法）で、松前町にある貴重な文化財、特に、北海道遺産「福山（松前）城と寺町」についての理解を深め、それらを活用したまちづくりについて考え、活発な意見交換も行われていました。

渡島管内剣道交流大会で小中学生が熱戦

10月22日（日）、松城小学校体育館で、松前城築城400年祭記念「第27回渡島管内スポーツ少年団剣道交流大会」（主催／渡島管内スポーツ少年団協議会）が開催されました。

当日は、小学生男子の部（団体6チーム・個人16名）、小学生女子の部（団体4チーム・個人14名）、小学生混合の部（団体7チーム）、中学生男子の部（団体3チーム・個人12名）、中学生女子の部（団体3チーム・個人7名）が参加し、熱戦を展開しました。

町内出場選手の主な成績は次のとおりです。

小学生男子の部

〔団体〕

準優勝　松前剣道少年団

中学生男子の部

〔団体〕

優　勝　松前剣道少年団

〔個人〕

第3位　小野寺太助

中学生女子の部

第3位　可香　葵

児童生徒ミニバレーボール大会開催のお知らせ

松前地区青少年健全育成協議会では、児童生徒の健全育成と冬期間の体力づくりのため、次のとおりミニバレーボール大会を開催します。

参加希望の方は、今月号の折込チラシにより申込みください。

〔と　き〕

平成19年1月14日（日）

午前9時～午後4時

〔ところ〕松前町民体育館

〔参加対象者〕

●小学生の部（4～6年生）

●中学生の部

音楽で楽しい交流

11月18日（土）、第18回「松前　音楽のつどい」（実行委員長／伊藤幸司）が開催されました。

「音楽のつどい」は、未来を担う松前っ子の音楽活動発表の場と音楽を通じて松前町民の心の交流を目的として、毎年開催されています。

今年は町民体育館を会場に、1個人・9団体240名が出演しました。

第一部の最初は、初参加の小川英貴さんによる三味線独奏で、「津軽タント節」「津軽あいや節」「津軽じょんがら節」の3曲を力強い三味線の音色で聴かせてくれました。

次は、同じく初参加の原口小学校全校児童15名による合唱「涙そうそう」と器楽合奏「島唄」で、緊張の中全員が心を一つにして発表してくれました。

次の館浜小学校は、3年生から6年生までの13名による器楽合奏で「ロッキー」のテーマと交響曲第9番ホ短調「新世界より」を、元気よく大迫力で聴かせ、最後にリコーダーで「里の秋」を美しいメロディで演奏してくれました。

次に、松前小学校全校児童50名が「TOMORROW」を合唱し、そのあと4・5年生12名の器楽合奏「ハナミズキ」で美しいハーモニーを聴かせ、最後に6年生16名が「ユメクイ」をスピード感あふれる演奏を行い、聴く人を楽しませてくれました。

続いて、2年ぶりの登場となるダーク＆ホワイトは、テーマソングの「月光仮面は誰でしょう」と「白いブランコ」「上を向いて歩こう」で、練習不足を感じさせない本格的な男声合唱を聴かせてくれました。

次の、歌声サークル・潮騒合唱団18名は、「夢の世界を」「涙そうそう」「COSMOS」の3曲を混声三部合唱による美しいハーモニーで聴衆を魅了しました。

第一部のしめくくりは合同合唱で、「野に咲く花のように」を出演者と聴衆が一緒になり歌いました。

第2部に入って最初は、小島小学校3年生から6年生までの52名による器楽合奏で、「ソーラン節」と「シェイク」をリズムに乗って力強く演奏しました。

最後は、「ねえ歌おう」を全員で元気よく合唱しました。

次に、大島小学校の器楽バンド女子22名による器楽合奏で、「ラ・バンバ」と「夏祭り」をラテンのリズムに乗って軽快に演奏しました。

続いて、松城小学校スクールバンド女子20名は、映画「ゲド戦記」から「テルーの唄」と「ソーラン節」を金管バージョンにアレンジして演奏しました。

最後は、松前中学校吹奏楽部27名による演奏です。

コンクールや演奏会等で広く使われている「フリー・スピリット序曲」でクラシックの響きを聴かせ、踊りも交えたリズミカルな「キューティーハニー」の曲で、会場も盛り上がり、アンコールがかかり、スピッツの「チェリー」を各パーツごとの演奏で応え、会場は盛り上がりの中で終了しました。

普段ではなかなか聴くことのない生の音楽に触れ、会場をうめた約600人の聴衆が音楽を楽しみ交流を深めていました。

チャレンジ健康

認知症の予防

認知症になる人は、年齢とともに増えるといわれており、75歳を超えると、急激に増えるともいわれ、長寿社会となった今、誰もがかかる可能性のある身近な病気です。

認知症は、脳の障害により、一度獲得された「記憶する・時間・場所・人などを認識するなどの力」が低下し、生活に支障をきたす病気です。例えば、今日の朝食のおかずが思い出せないのは単なる物忘れですが、認知症の場合、朝食を食べたこと自体忘れてしまうなど最近の出来事を忘れる、同じ質問を何度もする、今まで自分でできていた家事や作業がうまくできない、できても指示が無いとできないなどの症状があります。

認知症の原因疾患

認知症を起こす疾患はいろいろあります。一番多いのはアルツハイマー病ですが、はっきりした原因はまだわかっていません。次に多いのが脳血管障害（脳梗塞や脳出血）による、脳血管性認知症です。

認知症の予防

認知症は、まだ解明されていない部分が多くありますが、最近の研究では、**毎日の生活習慣の改善が予防につながることもわかってきました。**

研究でわかってきている認知症の危険因子を避け、年齢とともに、発症する人が多くなる認知症を（認知症にならずに健康で長生きできるように）**発症する時期をどう遅らせていくかが、予防のポイント**です。

①生活習慣病を放置しない

高血圧・高脂血症・糖尿病は脳出血や脳梗塞を招きやすく、脳血管性の認知症の危険因子ともなります。これらの病気を防ぐため、健診で自分の体の状態を知り、再検査の結果の場合は放置せずに受診しましょう。

②適度な運動

「歩く」などの有酸素運動は、脳の血流が増し、脳を刺激することにつながります。

③バランスの良い食事

特に、野菜・果物・魚を多く食べる人は、認知症になりにくいことがわかってきました。

④日常生活を活発にし、脳を鍛えよう。

活気のない生活が続くと、脳だけでなく全身の老化が進みやすくなります。趣味や友達付き合いなどを楽しむほか、次のようなことも脳を活性化するといわれています。

①簡単な計算をすばやく行う、文章を声に出して読むなどで脳を刺激する。（楽しんで続けることがポイント）

②日記をつけ、「昨日は○○した」という最近のことを思いだす力を鍛える（食べ物日記・運動日記など）慣れたら、2日遅れ・3日遅れの日記に挑戦も。

③2つ以上のことを同時に進行しながら、両方に注意を配る力を鍛える（例えば、料理→魚を焼きながら煮物をし、同時に洗い物）早歩きしながら人と話す、メモを取りながらテレビを見る、片付け・計算をする時に、てきぱきと行い時間を縮める努力をするなど。

④新しいことをする時に、段取りを考えて行う力をつける。例えば、新しい料理レシピを考え試作・囲碁やトランプなど頭を使うゲームをする・花壇づくりの計画・パソコンを学び、パソコンで仕事する手順を考えるなど。

認知症を予防する食生活のヒント

うす味教室を実施します

減塩のポイントを知り、実践できるよう、健康づくり推進協議会の協力のもと、毎年、各地区で「うす味教室」を開催しています。**今年度は、1～2月にかけ、江良・大磯・博多地区で実施予定です。**詳しくは、対象地区にチラシ等でお知らせいたします。皆さんの参加をお待ちしています。

病院だより

年末年始の診療案内

●年末の通常診療は12月29日（金）まで行います。ただし、29日の予防接種は行いません。

●年始の通常診療は1月9日（火）から行います。

●年末年始期間中の臨時診療について

年末年始の休暇が長期間（10日間）となることから、この間、次のとおり臨時診療を行います

日時	診療科目
12月30日（土）午前	内科 小児科
1月4日（木）午前	内科 外科 小児科
1月5日（金）午前	内科 外科 小児科 整形外科

人工透析は年末年始・祝日にかかわらず行います。

※各日程とも受付は午前7時30分から11時まで、診療開始は午前8時30分からです。

※救急の場合は、診療時間にかかわらず遠慮なく受診してください。

12月23日（第4土曜日）の診療について

12月23日は祝日ですが、内科（循環器・松村医師）のみ臨時診療し、他科は休診となります。

耳鼻咽喉科については、22日（金）午前・午後診療を行います。

外科外来診療の日程変更について

平成19年1月から外科外来は月曜日から金曜日の午前中のみの診療となります。なお、時間外でも救急の場合は対応いたしますので、遠慮なく受診してください。

耳鼻咽喉科の受付時間が変わります

12月から3月まで、毎月第2金曜日の耳鼻咽喉科診療の受付時間が午後2時30分までとなります。

～アルコールのはなし（その1）～

こんにちは！　今年も残すところあとわずか。皆さんの一年はいかがでしたか？　私には楽しくかつ充実した一年でした！　来年もこの調子で行きたいものです。

病院には、町民の方々から数々の展示をお寄せいただき、患者様の目を和ませています。また先日は車椅子2台とピアノを御寄贈いただきました。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

ところで、町立病院では演芸会・演奏会の出演者を求めています。踊り、唄、演奏、落語など、自薦でも他薦でも構いませんので是非事務長までお知らせ下さい。

さて、今回と次回はアルコールについてです。年末年始は飲む機会も多くなりますからネ。

アルコールは（度が過ぎなければ）とてもよいものですよね。リラックスできる、気持ちが軽くなる、楽しくなる、などなど。皆さんはお飲みになりますか？　ビールですか、日本酒ですか、それとも焼酎、ウイスキー、ワイン？　私はもともと弱い方で、飲み会の時に少しだけ（？）ビールと日本酒を頂くぐらい。すぐ顔が赤くなってしまいます。

アルコールにはどんな効用があるのでしょうか。不安感を和らげる働きがあります。また、高まった気持ちを静めるあるいは眠気を起こすという働きもあります。仕事でカリカリしてしまった（私でしょうか？）、どうにもリラックスできない、というときに、飲むと緊張が解けていくわけです。ほかには「脱抑制」という働きもあります。これは、普段は理性である程度抑えられている部分を解き放つというものです。これよって飲み会の時などに人が意外な一面を見せたり、羽目を外してしまったりするわけです。

アルコールはどんな悪さをするんでしょう？　酔っぱらうと頭の働きが鈍り（「本地がなくなって」）、周りのことがちゃんと把握できなくなる。しかもとっさの時の反応が鈍る。だから飲酒運転はいけないわけですネ。また、飲み過ぎは肝臓だけでなくご家族にも負担がかかります。アルコールによる病気や健康問題については次回。

最後に睡眠に対するアルコールの影響について。アルコールは眠りを最初の数時間深くしますが、その後はかえって睡眠が浅くなります。またおしっこが増えますからそれによっても目が覚めやすくなります。眠れないから飲むというのは本当はかえって睡眠を悪くしているのかもしれません。眠れない方、ご相談下さい。

年の暮れ、アルコールに飲まれてしまうことがありませんように！　ではまた。

松前町立松前病院　院長　木村眞司

12月の応援診療日

各担当医師は病院内の掲示、ホームページまたは電話でご確認ください。
病院ホームページ　http://www.e-matsumae.com/hospital/top.htm/　☎42－2515

○内科（循環器）	○整形外科（脊椎疾患）	○眼科	○耳鼻咽喉科
7日（木）午前➡江本 23日（土）午前➡松村	4日（月）午後 18日（月）午後	6日（水）午前・午後 13日（水）午前・午後 20日（水）午前・午後 27日（水）午前・午後	8日（金）午前・午後 22日（金）午前・午後 23日（土）休診

12月23日（第4土曜日）は祝日ですが、内科（循環器・松村医師）のみ診療いたします。

12月　まちのカレンダー

町立：町立松前病院
町体：町民体育館
総：町民総合センター
いさりび：パートナーシップランド『いさりび』
集：小島地区基幹集落センター
コミ：建石コミュニティセンター
改：生活改善センター
憩：老人憩の家　会館：町内会館
健：健康センター
福：月島福祉の家
寿：寿の家
温泉：温泉休養センター
球：町民野球場
ふ：ふれあい公園パークゴルフ場
社協：社会福祉協議会

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です　松前警察署

12月の松前温泉休養センターの休日　5日、12日、19日、26日

日	月	火	水	木	金	土
	【定期健康相談の場所と時間】 健：健康センター　10:00～14:00 茂草：茂草町内会館　12:30～14:30 【江良ささのこ文庫】 貸出時間 ・火曜日～土曜日　13:00～21:00 ・日曜日　13:00～17:00 場所　江良社協	【資源ごみの分別区分】 カンほか カン、紙パック、ダンボール、古紙、その他の紙 ビンほか ビン、ペットボトル、その他のプラスチック	**松前温泉休養センターからのお知らせ** **《営業時間変更のお知らせ》** ○12月１日（金）からは、午後２時～午後８時30分に変更になります。 ○12月27日（水）～30日（土）は、午後１時～午後８時30分までとなります。		**1**	**2** 童話の日（絵本の読み聞かせ） （14:00～14:30 総）
3 スタンド営業：前側石油	**4** 整形外科・脊椎疾患専門外来 （13:30～15:00 町立） 資源ごみカンほか（白神～月島、館浜～茂草）	**5** 移動町長室（10:00～12:00 大島支所） 資源ごみビンほか（白神～月島、館浜～茂草）	**6** 眼科診療（８:30～15:00 町立） 燃える粗大ごみ（白神～建石）	**7** 内科（循環器）診療（８:30～11:00 町立） 栄養相談（10:00～14:00 健） 定期健康相談（健） 資源ごみカンほか（豊岡～建石）	**8** 耳鼻咽喉科診療 （８:30～14:30 町立） 資源ごみビンほか （豊岡～建石）	**9**
10 スタンド営業：川菱商会	**11** 資源ごみカンほか（清部・江良・原口）	**12** 股関節脱臼検査（13:00～13:30 町立） リハビリ教室（13:00～15:30 総） 資源ごみビンほか（清部・江良・原口）	**13** 町議会第４回定例会開会 １歳６カ月児健診（12:30～12:45 町民） ３歳児健診（13:00～13:15 町民） 眼科診療（８:30～15:00 町立） 燃える粗大ごみ（館浜～原口）	**14** 定期健康相談（茂草・健）	**15**	**16** 童話の日（クリスマス会） （14:00～15:30 総）
17 スタンド営業：太平洋石油	**18** 整形外科・脊椎疾患専門外来 （13:30～15:00 町立） 資源ごみカンほか（白神～月島、館浜～茂草）	**19** 移動町長室（13:00～15:00 小島支所） 資源ごみビンほか（白神～月島、館浜～茂草）	**20** 運転免許更新時講習会（総） 違反講習10:00～・優良講習13:00～ 一般講習13:45～・初回講習15:00～ 古文書講座（19:00～21:00 総） 乳児健診（12:30～13:15 健） 年金相談（９:00～15:00 役場） 心配ごと相談所開設（13:00～16:00 社協） 眼科診療（８:30～15:00 町立） 燃えないごみ・燃えない粗大ごみ（白神～建石）	**21** 育児教室【すくすく教室】（10:00～11:30 健） 定期健康相談（健） 資源ごみカンほか（豊岡～建石）	**22** 耳鼻咽喉科診療 （８:30～14:30 町立） 資源ごみビンほか （豊岡～建石）	**23** 天皇誕生日 町立病院臨時診療日 （内科（循環器）のみ ８:30～11:00）
24 スタンド営業：全店営業	**25** 資源ごみカンほか（清部・江良・原口）	**26** 移動町長室（13:00～15:00 大沢支所） 資源ごみビンほか（清部・江良・原口）	**27** 眼科診療（８:30～15:00 町立） 燃えないごみ・燃えない粗大ごみ（館浜～原口）	**28**	**29** 役場仕事納め 町立松前病院仕事納め（平常診療後仕事納め） ※各種予防接種は、お休みします。	**30** 町立病院臨時診療日 （内科・小児科のみ ８:30～11:00）
31 スタンド営業：全店営業	**1／1** 元旦 スタンド営業：全店休業	**／2** スタンド営業：全店休業	**／3**	**／4** 新年交礼会 （11:30～ 温泉旅館矢野） 出初め式 （９:30～ 旧松前郵便局前出発） 町立病院臨時診療日（内科・小児科・外科・リハビリ　８:30～11:00）	**／5** 町立病院臨時診療日 （内科・小児科・外科・整形外科・リハビリ ８:30～11:00） 燃える粗大ごみ （白神～建石）	

松前消防署からのお知らせ

◆たばこによる火災の防止◆

「たばこ」による火災は、毎年発生原因の上位を占めています。平成17年中の住宅火災件数18、751件のうち、「たばこ」が原因となって発生した火災は2、313件で12・3％を占め、コンロ、放火及び放火の疑いに続き出火原因の第3位となっています。

「たばこ」が原因となった火災の発生経過からみますと、「投げ捨て」が最も多く、続いて「灰皿からたばこの火種が落下した場合等」、「消したはずのたばこが再び燃え出す場合」の順になっています。

また、住宅火災における死者数の約16・3％が「たばこ」が原因によるもので、その大半が発見の遅れ等に起因する逃げ遅れによるものです。

たばこを出火原因とした火災の多くは、喫煙者の火気管理がしっかりしていなかった場合や不注意等により発生しています。

一般に「たばこ」は健康に影響を及ぼすことが知られていますが、この様に防火においても「たばこ」が重要な位置を占めています。

今月は1年の最後の月で、何かと忙しくあわただしい雰囲気になりますが、火の取扱いには十分注意し火災を出さないようにしましょう。

「たばこ」による火災を防止するため次のことに留意してください。

①たばこの投げ捨てをしない。
②寝たばこは絶対にしない。
③火のついたままのたばこを放置しない。
④歩行中は喫煙しない。
⑤たばこは、必ず灰皿のある場所で吸い、その周りは常に整理整頓しておく。
⑥灰皿は、ふちが大きく深めのもので、いつも水を入れておく。
⑦たばこを捨てる際には、水をかけるなど火が完全に消えていることを確認する。

平成18年度 消防設備士講習のお知らせ

◆受講対象者

(1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の方で、この講習を受けていない方

(2) 右記(1)の講習を受けた日から5年以内で、この講習を受けていない方

(3) 右記(1)又は(2)の受講期間を経過している方

(注) 受講期間を経過すると消防法違反点数（5点）が加算されますので注意して下さい。違反点数は20点で免状返納となります。また、消防設備士免状を取得されている方で現在業務上使用していない方でもこの講習を受けなければなりません。

◆受付期間 平成18年11月27日から12月20日まで

◆実施期間 平成19年1月16日から3月20日まで

◆講習地及び会場等詳細についての問い合わせは、松前消防署 予防係☎42－2119まで

◆こんなときどうする？◆

【のどに異物が入ったとき】 飲み込んだものが誤って気管に入ると、呼吸困難になることがあります。

苦しがっていても呼吸ができるならば無理に出そうとせず、病院に運ぶ。そのままだと呼吸が止まりそうな場合は手早く次の応急処置をする。

あごをつき出すようにし平手で背中を４回ぐらい強くたたく。

うしろから両手を組んで抱きかかえ、みぞおちを引き上げるようにうしろに強く引く。

乳幼児の場合

あごを手のひらにのせ中指で開口しながらつき出すようにし、平手で背中を強くたたく。

◆受けてみませんか救命講習◆

松前消防署では、ＡＥＤ（電気ショック）を取り入れた心肺蘇生法など人形を使った救命講習を随時受け付けております。職場の同僚やサークルの仲間と一緒に申し込んではいかがでしょうか。もちろん一人でもＯＫです。

詳しくは、松前消防署 救急係☎42－2119まで

※ＡＥＤとは心筋梗塞や不整脈といった心疾患が原因で起こる心室細動（心臓が小刻みに震えるだけで血液ポンプとしての機能を失った状態）などによる心停止を、電気ショックによって除去（除細動）し、心臓を正常な状態に戻す装置です。

～平成18年11月1日から～

選挙人名簿抄本の閲覧制度が見直されました

○閲覧できる場合が以下のとおり公職選挙法に規定されました

①特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するために閲覧する場合
②公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙活動を行うために閲覧する場合
③統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

※ただし、市区町村選挙管理委員会は閲覧により知り得た事項が不当な目的に利用されるおそれがある場合等に閲覧を拒否することができるとされています。
※また、一部市区町村で認められていた選挙人名簿抄本のコピーについて、今後は認められないこととなります。

○閲覧の申出をする場合は以下の書類が必要となります

	①登録の有無の確認	②政治活動・選挙活動		③調査研究
		公職の候補者等	政党その他の政治団体	
必要な書類	ⅰ閲覧申出書	ⅰ閲覧申出書 ⅱ公職の候補者となろうとする者であることを示す資料	ⅰ閲覧申出書 ⅱ政治団体設立届出書の写し ⅲ活動実績を示す資料	ⅰ閲覧申出書 ⅱ調査研究の概要・実施体制を示す資料

※「閲覧申出書」の用紙については、各市区町村選挙管理委員会で入手できます
※②の「公職の候補者等」欄のⅱの資料は、現職は省略可能です。「政党その他の政治団体」欄のⅲの資料は、現職が所属する政治団体は省略可能です。

このほか、実際に閲覧をするにあたっては、本人確認のため、顔写真付きの身分証明書を提示していただく必要があります。

○その他各種制度が整備されました

①閲覧情報の他目的利用、第三者提供の禁止

閲覧により知り得た事項を、本人の事前の同意を得ないで利用目的以外の目的に利用し、又は事前に申し出た以外の者に取り扱わせることは禁止されます。

②市区町村選挙管理委員会による勧告及び命令制度

市区町村選挙管理委員会は、不正な閲覧、閲覧により知り得た事項の他目的利用や第三者提供が行われている場合、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、勧告や命令をすることができます。市区町村選挙管理委員会は、その他必要な限度において申出者から必要な報告をさせることができます。

③氏名・利用目的の概要等の公表制度

市区町村選挙管理委員会は、毎年少なくとも１回、選挙人名簿抄本の閲覧の状況について、閲覧申出者の氏名、閲覧対象となった選挙人の範囲、利用目的の概要等について公表することとなります。

④罰則の整備

（１）偽りその他不正の手段により閲覧した場合や他目的利用・第三者提供をした場合、30万円以下の過料が課されます
（２）市区町村選挙管理委員会の命令に違反した場合、６ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が課されます。

平成１９年度から　あなたの住民税（町民税・道民税）が変わります。

平成 19 年から税源委譲により、税率が変わります。

■なぜ変わるの？

国から都道府県・市町村へ税源委譲が行われるためです。

「地方でできることは地方で」という方針のもと、「補助金・負担金」「地方交付税」を減額し、「税源委譲」を進める三位一体改革。その一環として、国（所得税）から地方（住民税）へ３兆円の税源が委譲されることとなりました。これには、地方自治体（都道府県・市町村）が自主的に財源の確保を行い、住民にとって必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるようにとのねらいがあります。
（※補助金・負担金、地方交付税は減額となる）

■どのように変わるの？

住民税の所得割の税率が 10%（町民税６%、道民税４%）に統一されます。

課税所得	平成 18 年度まで			平成 19 年度から		
	町民税	道民税	計	町民税	道民税	計
200 万円以下	3%	2%	5%	6%	4%	10%
200 万円超 700 万円以下	8%		10%			
700 万円超	10%	3%	13%			

課税所得とは?

収入金額から必要経費（給与所得控除など）を差し引き、各種控除（社会保険料や扶養控除など）を差し引いたものが課税所得（1,000 円未満は切り捨て）です。この課税所得に税率をかけたものが税額となります。

【参考】所得税の税率が４段階から６段階に細分化されます。

課税所得	平成 18 年分まで		平成 19 年分から	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
195 万円以下	10%	０円	5%	０円
330 万円以下			10%	97,500 円
695 万円以下	20%	330,000 円	20%	427,500 円
900 万円以下			23%	636,000 円
1,800 万円以下	30%	1,230,000 円	33%	1,536,000 円
1,800 万円超	37%	2,490,000 円	40%	2,796,000 円

課税所得金額に税率を乗じて速算控除額を差し引くことで所得税額が求められます。

■いつから変わるの？

所得税は**平成１９年分（平成 19 年１月徴収分）**から、住民税は平成 **19 年度分（平成 19 年６月徴収分）**から変わります。

税源委譲以外の主な変更点

◎定率減税が廃止されます

平成 11 年度から、実施されてきた定率減税が、住民税については平成 19 年６月徴収分から廃止になります。

17 年度まで	18 年度	19 年度から
15% 上限４万円	7.5% 上限２万円	廃止

◎65 歳以上の方に対する非課税措置の廃止

年齢 65 歳以上の方（老年者）で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方に対する住民税の非課税措置は、平成 18 年度から段階的に廃止されます。

17 年度まで	18 年度	19 年度	２０年度から
非課税	1/3 の額	2／3 の額	全額

◎調整控除の新設

住民税と所得税では、配偶者控除額や扶養控除額などの人的控除額に差があるために、同じ収入金額でも課税所得は住民税の方が高くなります。そのため、住民税の税率が 5%だった方（課税所得が 200 万円以下の方）は税率が 10%に引き上げられることにより負担が増加してしまいます。そこで、一人ひとりの納税者の人的控除額の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。

住民税と所得税の人的控除額

	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33 万円	38 万円	５万円
配偶者控除	33 万円	38 万円	５万円
扶養控除	33 万円	38 万円	５万円
特定扶養控除	45 万円	63 万円	18 万円

税負担はどうなるの？

夫婦と子供２人の場合

Ａさんは奥さんと小学生２人の４人家族で、Ａさんの給与収入は 336 万円で奥さんはパート収入が 90 万円あります。

平成 18 年度
25,300 円
↓
平成 19 年度
50,400 円
↓
負担増
25,100 円

老年者夫婦（65 歳以上）の場合

Ｂさんは奥さんと２人家族で収入は年金のみです。Ｂさんの年金収入額は 230 万円あります。

平成 18 年度
4,200 円
↓
平成 19 年度
12,400 円
↓
負担増
8,200 円

お問合せ先
役場　総務課税務グループ
TEL　42-2275

町営住宅入居者を募集します

豊岡地区に建設している町営住宅への入居者を次のとおり募集します。

★町営住宅の規模等

場　所　豊岡255番地

構　造　木造2階建

戸　数　2棟8戸のうち3戸

床面積　1戸　79・38㎡

★入居の資格

次の(1)から(3)をみたす方

(1)現に住宅に困窮していることが明らかな方

(2)入居者・同居者の平成17年の収入が次の金額を超えない方（左表は入居者・同居者数別による収入の目安です。）

入居区分	1人入居	2人入居	4人入居
金　額	3,675,999円	4,151,999円	5,103,999円

※　同一金額でも2人以上に収入がある場合または、高齢者、身体障害等の場合には、若干異なります。

(3)国税・地方税を滞納していない方

★家賃

入居・同居者の収入により月額2万7千9百円から4万6千百円の予定です。

★申込方法

所定の申込書（役場生活環境課建設グループ及び各支所保管）により申し込みください。

★申込受付期間

12月8日（金曜日）まで

★選考方法

有資格申込者多数の場合は、町営住宅入居者選考委員会で選考し決定します。

★入居（可能）時期

平成18年12月下旬

★その他

敷金は入居時の家賃の3ヶ月分で前納となります。

2階平面図

1階平面図

除雪に関するご理解とご協力について

すでに新聞報道などでご承知のことと思いますが、北海道財政は危機的状況にあり、「財政建て直しプラン」を策定し、財政再建団体への転落回避のため努力しているところです。

道では、札幌市内を除く道道（約1万250㎞）の除雪を行っておりますが、道道の除雪予算につきましても例外とはいえない大変厳しい状況になっております。

このため、昨年から除排雪や路面管理の水準、作業車両編成などの見直しを検討しており、今後、可能なものから実施して参りたいと考えております。

町民の皆様には、多少ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【渡島支庁　函館土木現業所】

道路の除排雪にご協力を

町では、国、道と協力して道路の除排雪をはじめ各種の雪害対策していますが、町民の皆さんも次のことに心がけ、除排雪作業へのご協力をお願いいたします。

◎路上駐車や道路上に物を置くなどしない。

◎雪に埋まり、見えなくなってしまう物（車など）は移動させるか、または標示する。

◎屋根から落ちた雪は道路に放置しない。

◎除排雪作業中の車や機械には危険ですので絶対近づかない。

※除排雪の際には、玄関先に雪を残すなど、ご不便をおかけすることがありますが、ご理解をいただきたく、またお年寄り家庭などは、地域のご支援もよろしくお願いします。

■除排雪についての連絡先

・国道については、函館開発建設部江差道路事務所（☎0139－52－0107）

・道道については、函館土木現業所松前出張所（☎42－2261）

・町道については、役場生活環境課建設グループ（☎42－2275）

国民年金だより

年金を受けている方の現況届が不要になります

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、受給者の皆様の現況確認を行うことになりました。

これにより、12月生まれの方から現況届の提出が原則不要となります。

①現況届が不要になる方

誕生月の上旬に、現況届が不要である旨、社会保険庁から通知が届きます。

②現況届の提出が必要の方

今までどおり現況届のハガキが届きます。必要事項を記入して、郵送してください。

※現況届が必要な理由

社会保険庁に登録してある本人情報（氏名、性別、生年月日、住所）が住民基本台帳ネットワークシステムの情報と一致していない場合等、例外的に、現況届が必要になる場合があります。

現況届を提出する際、現況届の住民票コード記入欄へ記入することにより、翌年からの現況届は不要になります。

年金保険料の納付が困難なときは免除申請しましょう

国民年金保険料を未納のまま放っておくと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金も受けられない場合があります。

申請によって保険料を免除する制度がありますので、必要に応じて免除申請しましょう。

免除の種類と内容については、役場保健福祉課又は各支所へ問い合わせください。

お得です！付加保険料

付加保険料（月額400円）を納付すると老齢基礎年金に上積みされる形で付加年金が支給されます。付加年金額は（200円×付加保険料納付月数）で算出され、物価スライドはありません。

（例）付加保険料を10年間納めると

10年間に支払う保険料……

400円×120月＝48,000円

もらえる付加年金（年額）……

200円×120月＝24,000円

２年で納めた保険料の元がとれることになります。なお、付加保険料納付申出手続きは役場または各支所でできます。

協働のまちづくりをめざして

松前公園 管理ボランティア募集

『松前公園』が春から秋を通じて、桜をはじめさまざまな花木が彩り、心がなごみ楽しんでいただけるよう、そんな公園づくりを住民の方々と共に、『協働のまちづくり』をもって進めたいと考えております。

現に、団体や個人の方々から公園管理にご協力をいただいており、大変感謝しております。

つきましては、より多くの方々の参加を募りますので、お力添えいただけます方は、是非ご連絡ください。

【主な作業内容】　ごみ拾い、草刈り、花壇・散策路の手入れ、桜など樹木の剪定　ほか
※活動できる時期、時間を事前に確認いたします。

【ケガなどの保障】　ボランティア活動保険に加入します。（掛金は町負担）

【開始時期】　平成19年４月から作業を開始します。
（日時は自由です。都合の合う時でよろしいです。）

【対 象 者】　年齢は問いません。

【応募締切】　第１回　　平成18年12月22日（金）

【応募方法】　ご協力できます方は、役場または各支所にお電話いただくか、直接ご来庁ください。応募用紙をお渡ししますので、必要事項をご記入のうえご提出願います。

【お問い合わせ先】　役場　産業振興課　商工観光グループ　☎42－2275

環境だより

ごみの責任はみんなでとりましょう。

●過剰包装は過剰サービス

ごみ減らしをしてみると、燃えないごみ、それもビニール・プラスチック類がなかなか減らなくて悩むことがあります。詰め替え商品を利用したりしてもなかなかそれ以上減らせない。そんなときは、過剰包装の影響が大きいと考えられます。包装と言っても、特別なプレゼントや贈答品のせいではありません。普段の買い物が過剰包装ぎみなのです。

つまり、過剰包装は過剰サービスなのです。業者は消費者が考える前に、先回りしてサービスをほどこしています。そしてそのサービスが結果としてごみを増やしているのです。

過剰包装も過剰サービスも全部なくするよう業者も消費者も協力して、ごみの減量化につとめましょう。

●不法投棄はひきょうじゃないか？

家電リサイクル法の施行後、五品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・冷凍庫）の家電を捨てるときにはリサイクル料金がかかるようになり、今までもありましたが、家電の不法投棄が増加しています。リサイクル料金を払いたくない人や、消費者からはリサイクル料金を徴収したのに、リサイクルに回さず捨ててしまう処理業者がいるからです。なんとも勝手な人がいるものです。

松前町ばかりでなく、ごみ処理が有料になった市町村では、どこでも不法投棄が急増するものなのだそうです。不法投棄されるのは、家電や産業廃棄物だけではありません。家庭の一般ごみを有料化した市町村では、河川、海岸やコンビニなどのごみ箱に家庭ごみが捨てられるようになり、特にコンビニでは、捨てられたごみを有料で処理しなくてはならず、高額な費用がかかることから処理に困っているようです。

不法投棄は、絶対にやめさせなくてはなりません。皆さんも、不法投棄している人を見つけたら、すぐ警察に通報してください。みんなで協力して、不法投棄をなくしましょう。

●混ぜればごみ、分ければ資源
リサイクルは地球の資源を守ります。

ごみが新しく生まれ変わることを「リサイクル」と言います。

私たちの生活の基になる資源には限りがあります。ですから、大切に使わなければいけません。リサイクルは、資源を繰り返し利用する方法です。限りある資源を有効に使うため、皆さんもリサイクルに協力してください。

町有財産の一般競争入札について

町では、次の町有財産を一般競争入札により売り払いします。

◆物　件

物件番号1

・所在　字博多174番20

・地目　雑種地

・地積　299・44㎡（90・58坪）

◆用途指定

一般の住宅建設用地として

◆最低価格

3百85万9千円

◆入札日時及び場所

平成18年12月18日（月）

午前10時　役場

◆入札参加資格等

現在、松前町に住所が有り、個人又は法人（法人の代表者を含む。）で町税等の滞納がない者など制限があります。

◆入札参加申込

入札希望者は、入札参加申込書により12月1日から12月8日までに、役場総務課管財グループまで提出願います。

◆その他

一部、水道設備の負担を伴います。

◆お問い合わせ先

入札保証金等入札に関する詳しいことは、役場総務課管財グループ（☎42－2275）へお問い合わせください。

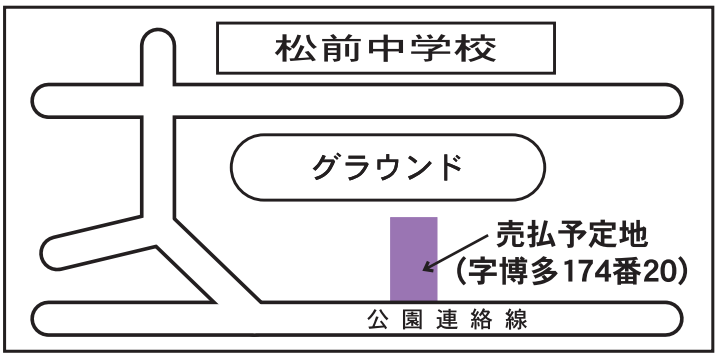

お知らせ

寒さから水道管を守りましょう

これから本格的な寒さを迎えますが、気温がおおむねマイナス4度以下になりますと、防寒の不完全な水道管は、凍結したり、破裂したりします。

水道管の凍結を防ぐために床下の換気孔を閉じたり、寒気の強い日や家を留守にする時などは、必ず水抜きをしましょう。

▼水抜きをする場合

①蛇口から水を出しながら水抜栓のハンドルまたはレバーを閉めてください。

②蛇口は、水が完全に抜けてから閉めてください。（水が抜けないうちに閉めると凍結の原因になりますので注意してください）

▼水を出す場合

水抜栓のハンドルまたはレバーを開けてください。ハンドルまたはレバーが動かない時はタオル等をかぶせ、お湯をかけてから動かしてください。（無理に動かすと中のパッキンが傷みますので注意）

万一、水道管が凍結、破裂したときは、左記の指定給水装置工事事業者に凍結解氷または修理を依頼してください。

そのほか、水道に関するお問い合わせは生活環境課水道グループ（☎42－5179）まで連絡してください。

≪町内の指定給水装置工事事業者≫

住所	事業者名	電話
江良	株式会社原田設備工業	45－3734
江良	中山配管設備	45－2154
茂草	川合建設株式会社	44－2039
松城	クドウホーム設備工業株式会社	42－5088
福山	小野寺設備工業	42－3119
豊岡	サトウ設備工業	42－5173
上川	カマダ設備	42－3569

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出を

選挙管理委員会では、平成19年1月1日現在で次の条件を満たす方の申請書に基づき選挙人名簿を調整します。

●選挙人名簿に登載される条件

○松前町に住所を有し、年齢が満20歳以上の方（年齢は平成19年3月31日現在）

○30アール以上の農地を耕作されている方及びその方の同居の親族または配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事している方

●選挙人名簿登載申請書の提出

平成18年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿に登載されている方には、直接申請書を送付しますが、新たに農業を経営された方などで条件を満たすことになった場合は、町選挙管理委員会（☎42－2275）または各支所にご連絡ください。

なお、申請書は、平成19年1月10日（水）までに町農業委員会事務局（役場内）または各支所に提出してください。

集合主税土・日及び夜間収納所・納税相談所を開設します

次のとおり税金の納付や納税相談等を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

○土・日収納所・納税相談所開設日

12月16日（土）・17日（日）・23日（土）・24日（日）

午前9時～午後5時

○夜間収納所・納税相談所開設日

12月25日（月）～28日（金）

午後5時30分～午後8時

※お問い合わせ先

役場総務課税務グループ（☎42－2275）

松前町広報モニターの募集について

次のとおり松前町広報モニターを募集いたしますので、モニターに関心がある方は是非ご連絡ください。

連絡先　松前町役場　総務課政策推進グループ
TEL 42－2275・FAX 46－2048

申込期限　平成18年12月11日（月）まで

Q．広報モニターとは。

A．松前町の広報誌及びホームページなどの情報についてその内容等に対して意見や批評をしていただく方。

Q．広報モニターは何人くらいで報酬はいくら。

A．広報モニターは、7名以内を予定しており、無報酬で委嘱をお願いしようと考えております。

Q．広報モニターが関わった意見や批評は、掲載などされることになりますか。

A．広報モニターの意見や批評は、情報として掲載することはありません。

Q．広報モニターの意見や批評はどのように活用されますか。

A．広報モニターの意見や批評をうけ、その内容を検討し紙面の構成や内容の変更が行われたり、状況により内容が削除されたり新たなコーナーが加わることも考えられます。

役場は12月30日(土)から1月8日(月)までお休みします
～1月4日は窓口業務開庁～

■役場窓口業務

休み期間中の、出生、死亡、婚姻などの届出は、役場の日直警備員が受け付けます。

■1月4日（木）午前9時から午後5時30分まで本庁窓口業務を臨時開庁します

年末年始の役場閉庁期間が大変長くなり町民の皆様にご迷惑をおかけするため、1月4日（木）に戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明書・労働者手帳の交付などの窓口業務を行います。

■年末年始の『燃やせるごみ』の収集日程

●年末の最終収集日
12月30日（土）まで収集します。

●年始の収集開始日
1月5日（金）から収集します。

※詳細については、今月号の折込チラシをご確認ください。

■休館する施設

●公民館、各体育館、図書館は12月25日（月）から1月5日（金）まで休館になります。

●松前温泉休養センターは、1月1日（月）が休みになります。

なお、12月31日（日）は午前10時から午後3時まで、1月2日（火）は本来定休日ですが営業します。

※災害緊急時の場合はご連絡ください。

ふれあい公園を来年のオープンまで閉鎖します

ふれあい公園パークゴルフ場が11月19日をもって閉鎖いたしました。

今シーズンも大勢の皆さまにご利用いただき誠にありがとうございました。

なお、公園管理センター内のトイレも来年4月のオープンまで閉鎖いたしますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

新年交礼会のご案内

日　時　1月4日（木）午前11時30分～

場　所　温泉旅館　矢野

会　費　2千円

※申し込みは、12月20日（水）までに会費を添えて役場総務課総務グループ（☎42－2275）へお願いします。

おわびします

町広報11月号3ページに掲載しました、平成18年松前町議会第3回定例会の記事中「山光輝氏」とあるのは「山幸輝氏」、11ページ松前藩屋敷に秋のにぎわいの記事中「実行委員長工藤國広」とあるのは「実行委員長工藤國洋」の誤りでした。つつしんでおわびし、訂正させていただきます。

集合主税出張収納所開設日程
―― お気軽にご利用ください ――

地区	場所	月日	時間
建石 弁天	漁民センター	12月27日(水)	10：00～13：00
館浜	館浜生活改善センター	12月27日(水)	
札前	札前生活改善センター	12月26日(火)	
静浦	静浦老人憩の家	12月25日(月)	
茂草	茂草町内会館	12月25日(月)	
清部	清部生活改善センター	12月27日(水)	
江良	パートナーシップランド『いさりび』	12月25日(月)	
		12月26日(火)	
原口	原口老人憩の家	12月26日(火)	

クリスマス&おせち料理のご案内

■クリスマス用オードブル　5人前10,000円～

■おせち料理（限定50名様要予約）　5人前20,000円

※おせち料理は12月31日13時までにご自宅に配達いたします。

※その他オードブルご用意いたします。※ご予算に応じていかようにもご調整させていただきます。

温泉旅館　矢野

〒049-1512 松前郡松前町字福山123　TEL（0139）42-2525（代）FAX（0139）42-3000

プロによる

消費税に関する「個別相談会」開催

○日　時　**12月12日（火）午後3時～5時**
○場　所　**松前商工会館**
○相談者　**野崎勝美税理士**

事業者の皆様へ計算方法や届出のことなど何でもどうぞ！相談ご希望の方は商工会（☎42－2339）までご連絡ください。

「松前さくら漁業協同組合」口座への振込みについて

これまで役場から、支払いするお金がある場合に、受領される方の申し出により、「松前さくら漁業協同組合」（以下「さくら漁協」）の口座へも振込みをしてきました。

しかし、さくら漁協では、来年2月28日をもって信用事業を廃止し、3月1日から北海道信用漁業協同組合連合会へ信用事業を譲渡することになりました。

このため、譲渡される準備期間等も踏まえ、役場では、さくら漁協への口座振込みを2月1日以降行わないこととしています。

今まで、さくら漁協への口座に振込みを申し出ていた方については、役場から支払いがある場合に限り、変更先口座等の問い合わせをしますので、ご協力よろしくお願いします。

なお、最近は口座振込みに関連する詐欺等が多数発生しておりますので、心当たりの無い口座の問い合わせについては、お答えにならないように、ご注意願います。

自衛官等採用試験のお知らせ

防衛庁では、来年採用になる平成18年度2等陸・海・空士自衛官及び自衛隊生徒の採用試験を次のとおり行います。

1　応募資格

（1）2等陸・海・空士（18歳以上27歳未満の男子）

（2）自衛隊生徒（15歳以上17歳未満の男子）

2　応募期間

（1）2等陸・海・空士～採用試験日の4日前まで

（2）自衛隊生徒～平成18年11月1日～平成19年1月9日

3　採用試験日

（1）2等陸・海・空士

○平成19年1月21日（日）予定（3次募集）

○平成19年2月18日（日）予定（4次募集）

（2）自衛隊生徒

○平成19年1月13日（日）

○平成19年1月26日（金）から29日（月）の間の1日

●連絡先

自衛隊函館地方協力本部　松前地域事務所（☎42－3774）

滞納者に関する指導要綱を策定しました

この要綱は、町税や国民健康保険税などの滞納に関して税の公平という観点から、滞納されている方に対して納付指導を行うものです。

税については長期的に滞納をされているような方には、手続きに従って納付指導を行いますが処理困難な場合は「渡島地方税滞納整理機構」で処理されていくという措置にもつながるものです。

また、町営住宅使用料・奨学資金貸付金が滞納されている方は、連帯保証人にも催促いたします。水道料金・保育料・学校給食費などについても、それぞれの手続きにしたがって、納付指導を行うことになります。

※「渡島地方税滞納整理機構」とは、渡島地方支庁１市９町が構成団体となり、市町村で困難な税の滞納に係る事案を引き受け、財産（給与や預貯金・不動産など）の差し押さえや公売等の強制的な処分により地方税の徴収を行う一部事務組合（特別地方公共団体）です。

移動町長室を開設

移動町長室は、町長自らが広く町民の皆様方の声を伺うために開設するものです。

どうぞお気軽にお越しください。お待ち申し上げております。

【日　程】

◆ 12月５日（火）
大島支所　午前10時～正午まで

◆ 12月19日（火）
小島支所　午後１時～午後３時まで

◆ 12月26日（火）
大沢支所　午後１時～午後３時まで

贈答品フェア開催中

○新巻鮭（オホーツク産　2.7kg～3.0kg　¥2,700）
○紅　鮭（道東産　2.7kg　¥5,300～）
○かにしゃぶ（限定50 ズワイガニ　1.0kg　¥5,800）
○松前漬け（本造り 白造り 共　200ｇ ¥500　400ｇ ¥1,000）
○飯ずし（ホッケ、鮭、紅鮭　¥1,250～¥2,280）
○鮭 山漬け（残り10本　3.0kg　¥4,500）
○ほたてベーコン巻き（1個　¥230）
○たこしゃぶ（利尻産　500ｇ　¥2,500）
○いか塩辛、するめ塩辛（共 ¥500）
○各種　昆布珍味

御希望により詰合わせができます。

☎42-3500 あさみ商店　字松城13-2（沖の口公園東側）

広報まつまえ
12月号
平成18年12月1日発行

町長メッセージ

「今年の除雪は7から10へ」

いよいよ冬がやってきます。昨年は記録的な大雪でしたが、さて今年はどんな冬になるでしょうか。

これまで町道は、概ね7センチの積雪で除雪を行ってきましたが、今年はこれを国道や道道と同じく10センチとします。「例年に比べて今年は除雪車が来ないな」と感じることもあるかもしれませんが、当町より積雪の多い町でも、15センチ積もらないと除雪車を出さないところもある現状ですので、除雪基準の見直しにご理解をお願いします。我慢するところは我慢していただきながら、行政としてお金をかけていかなければならないところにはお金をかけていく、という考え方で臨んでいく所存です。

「築城四百年」を振り返って

本年は松前城築城四百年を記念し、春のさくら祭りから一連の行事を開催してまいりました。

「博古知今」とは、「歴史を振り返り、今、何をすべきか考える」という意味の言葉ですが、正に、今年は松前の過去と未来に思いを馳せ、郷土愛を実感する年となったのではないでしょうか。一つひとつの行事が意義深く、その達成に向け汗を流していただいた方々に感謝の気持ちでいっぱいです。

しかし「大切なのはこれから」ということも言わねばなりません。「松前町は一万人の大家族」の理念で、協働の精神を高め、産業を興し、子どもから高齢者まで、みんなが力を合わせ助け合っていく町をつくり上げてこそ、築城四百年を迎えた松前が輝きを放ちます。

今年も一年、ありがとうございました。来年は、目標に向かってまい進する「いのしし」の年です。お一人お一人が、良い年をお迎えになりますよう祈念しております。

松前藩屋敷横　町村記念公園
「博古知今」石碑にて

松前町長　前田　一男

戸籍の窓口

10月1日から10月31日まで　届出分

おしあわせに

字館浜　髙橋潤一郎
　　柴谷　　薫（字愛宕）

字建石　森本　貴志
　　岡本恵利子（字白神）

字豊岡　工藤　光洋
　　國田　和子（北斗市）

すこやかに

字静浦　佐藤　寧音（謙太）
字建石　小林　璃音（康之）
字愛宕　西山　結萌（寿寛）
字白神　川内谷優太（仁試）

やすらかに

字江良　伊藤ミヨノ（94）
字清部　目谷市太郎（88）
字茂草　堀川　榮作（73）
字静浦　石山　武雄（73）
字建石　石山圓太郎（88）
字建石　奥山ヲサヨ（96）
字建石　小林　ふみ（85）
字建石　古川富太郎（86）
字大磯　井田　　弘（85）
字弁天　齊藤恭仁子（70）
字博多　木村　堅一（65）
字博多　三上　力夫（79）
字福山　伊藤　トク（95）
字豊岡　佐藤　勝幸（52）
字豊岡　鈴木　專一（75）
字朝日　小林　榮子（71）
字朝日　船木　冨雄（66）

『戸籍の窓口』は、届け出の際、掲載の承諾を得た方のみ紹介しています。
また、敬称は略させていただきます。

人口のうごき
（10月31日現在）

人　口	10,293人	（－ 11人）
男	4,968人	（－ 5人）
女	5,325人	（－ 6人）
世帯数	4,617世帯	（－2世帯）

（　）内は前月との比較増減

善意に感謝します

松前町社会福祉協議会へ

◇金一封
○井田タツ子　様（字大磯）
○木村満里子　様（字博多）
○三上　セツ　様（字博多）
○伊藤　伸弥　様（字福山）
○レストラン浦里
　大西　仁　様
○三井生命保険株式会社
　松前営業部　様

松前福祉会（特別養護老人ホーム松前南殿荘）へ

◇金一封
○伊藤　武樹　様（字江良）
○小林　　啓　様（字大磯）
○古川　タミ　様（字大磯）
○木村ツギエ　様（字博多）
○木村満里子　様（字博多）
○伊藤　伸弥　様（字福山）

■発行・松前町　■編集・総務課政策推進グループ　〒049-1592　北海道松前郡松前町字福山248　☎0139-42-2275　FAX 0139-46-2048　■印刷・㈲三和印刷
■松前町ホームページ　http://www.e-matsumae.com

松前町職員の任用・給与・勤務条件など

人事行政の運営状況についてお知らせします。

（平成18年11月30日現在）

1 任　　用

職員の採用及び退職等の状況（平成17年度）

区分／職種	採　用	離職 退職 定年	勧奨	普通	死亡	任期満了	免職 分限	懲戒	失職	合　計
一般行政職		4	6							10
医　療　職	4		2	7						9
技能労務職		1								1
教　育　職										
合　計	4	5	8	7						20
（構成比）		(25.0%)	(40.0%)	(35.0%)						(100.0%)

（注）「一般行政職」欄には、他に区分されない職種も含めています。

2 給　　与

（１）人件費の状況（一般会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（16年度末）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	（参考）前年度人件費率
17年度	人 10,515	千円 5,392,928	千円 33,633	千円 1,356,979	% 25.2	% 24.4

（２）職員給与費の状況（一般会計予算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末勤勉手当	計　B	１人当たりの給与費 B／A
18年度	人 149	千円 587,067	千円 74,357	千円 238,863	千円 900,287	千円 6,042

（注）１　職員手当には退職手当は含まれていません。
　　２　給与費は当初予算に計上された額です。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

	平成12年	平成17年
松　前　町	98.1	87.3
全国平均	96.2	93.7

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示す指数のことです。

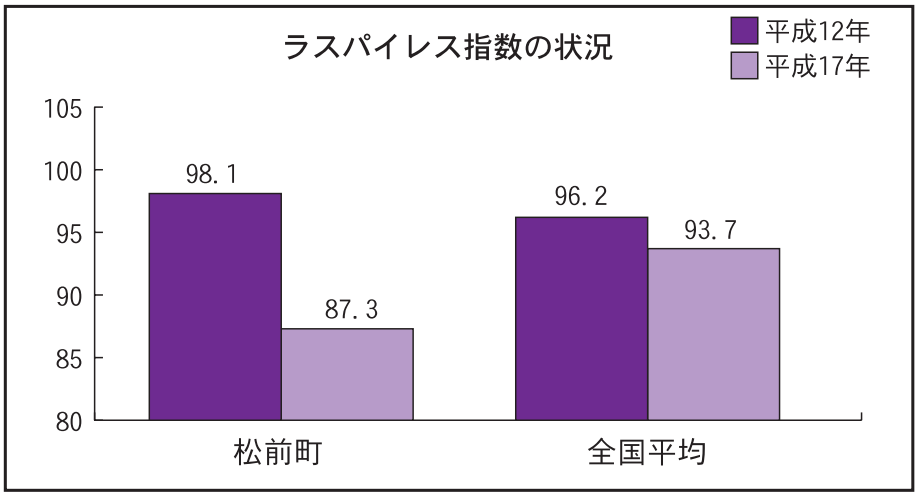

3 職員の平均給料月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年４月１日現在）

一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松前町	45.1 歳	327,600 円	357,486 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円

平均給与額に、期末・勤勉・寒冷地手当は含まれません。

（注）１　「平均給料月額」とは、17年４月１日現在における職員の基本給の平均です。
　　２　松前町では給料の独自削減を行っていますので、削減後の額です。

（２）職員の初任給の状況（18年４月１日現在）

区　分		松　前　町		国	
		初任給	２年後の給料	初任給	２年後の給料
一般行政職	大学卒	159,988 円	172,772 円	170,200 円	183,800 円
	高校卒	130,096 円	139,120 円	138,400 円	148,000 円

※松前町では、給料の独自削減を行っていますので、削減後の額です。

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（18年４月１日現在）

区　分		経験年数７年以上～10年未満	経験年数10年以上～15年未満	経験年数15年以上～20年未満
一般行政職	大学卒	―	235,600 円	287,200 円
	高校卒	192,700 円	217,000 円	250,700 円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

4 一般会計の級別職員数等の状況

（18年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
１級	主事・技師・保育士・保健師	3人	2.0%
２級	主事・技師・保育士・保健師	4人	2.7%
３級	主幹・主査・主任・技師・保育士・保健師	40人	26.8%
４級	課長・参事・主幹・主査・主任・技師・保育士・保健師	24人	16.1%
５級	課長・参事・主幹・主査	47人	31.5%
６級	課長・参事・主幹	22人	14.8%
７級	課長・参事	9人	6.0%
合　　計		149人	100%

（注）１　松前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

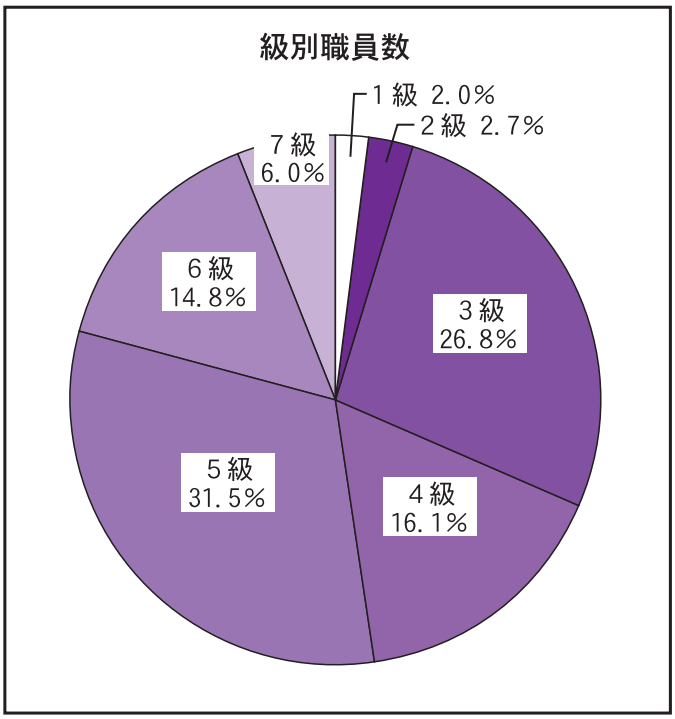

《参考》

（※　平成18年4月1日現在
一般会計における
職務別職員数）

課長職	２２人
主幹職	２１人
主査職	３０人
主任職	６９人
主事職	７人

5 職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当（一般会計分）

松　　前　　町	国
（17年度支給割合） 期末手当 3.0月分　勤勉手当 1.45月分	（17年度支給割合） 期末手当 3.0月分　勤勉手当 1.45月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有り	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有り

（２）退職手当（支給率は18年４月１日現在）

松　　前　　町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤 続 20 年	23.50月分	30.55月分	勤 続 20 年	23.50月分	30.55月分
勤 続 25 年	33.50月分	41.34月分	勤 続 25 年	33.50月分	41.34月分
勤 続 35 年	47.50月分	59.28月分	勤 続 35 年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置　２～20% ・勧奨退職時のみ８号俸昇給 １人当たり平均支給額　17,849 千円			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置　２～20%		

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

（３）地域手当（支給地域・支給率は18年４月１日）

支給対象地域	支　給　率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
１級地（東京）	18%	－	18%
６級地（札幌）	３%	１人	３%
支給実績（17年度決算）		125千円	

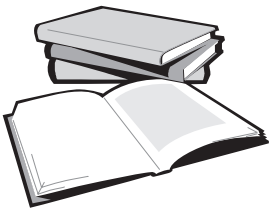

（４）特殊勤務手当

区　　分	全　職　種
支給実績（17年度決算）	３４,２８３ 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（17年度決算）	６４６,８４９ 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度決算）	２４ %
代表的な手当の名称：医学研究調査手当・手術手当・病理細菌業務手当・夜間看護等業務手当	

（５）時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	２８,８６９ 千円
職員１人当たり平均支給年額（17年度決算）	１４１ 千円

（６）その他の手当（内容及び支給単価は18年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	①配偶者　13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 配偶者なしの１人目　11,000円 ２人まで　１人6,000円又は6,500円 ３人目から　１人5,000円 ③15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日後最初の３月31日までにある子　１人5,000円加算	同	
住居手当	①家賃の額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ②自宅の場合　2,500円 新築又は購入から５年を経過するまでの間に限る	同	
通勤手当	①交通機関等利用者　１か月当たりの運賃等相当額55,000円を限度に支給 ②自動車等使用者　通勤距離に応じて2,000円～32,600円	異	自動車等使用の場合は、国の約1.7倍
管理職手当	給料の５%		
寒冷地手当	①世帯主で扶養親族のある職員　22,540円／月 ②その他の世帯主である職員　12,860円／月 ③世帯主でないその他の職員　8,600円／月 ※毎年11月から翌年３月までの５か月を支給	同	

（７）給与独自削減の状況（平成18年度）

給料月額
　行政職給料表　１級～２級：６％　　３級：８％　　４級～７級：10%の減額
　医療職給料表　１級～２級：６％　　３級：８％　　４級～６級：10%の減額
期末・勤勉手当
　主事相等職：５％
　主任・主査：10%
　主幹　　：12%
　課長等　　：15%
　支給額から職務に応じた率でそれぞれ減額しています。

6 特別職の給料等の状況（18年４月１日現在）

区分		
給料	町長	６５６,０００円
	助役	５２０,０００円
	教育長	４７２,０００円
報酬	議長	２５７,０００円
	副議長	２００,０００円
	議員	１７６,０００円
期末手当		（18年度支給割合）
	町長	３.８０月分
	助役	３.９０月分
	教育長	４.００月分
	議長	４.２５月分
	副議長	４.２５月分
	議員	４.２５月分
退職手当		（算定方式：４年間につき）
	町長	在職年数×支給率（531.3／100）
	助役	在職年数×支給率（335.5／100）
	教育長	在職年数×支給率（293.7／100）

※　特別職・議会議員については、給料・報酬の独自削減を行っていますので、削減後の額です。
※　特別職・議会議員の期末手当に係る加算措置があります。
※　期末手当は、議会議員15%、町長25%、助役20%、教育長18%をそれぞれ支給額から減額しています。

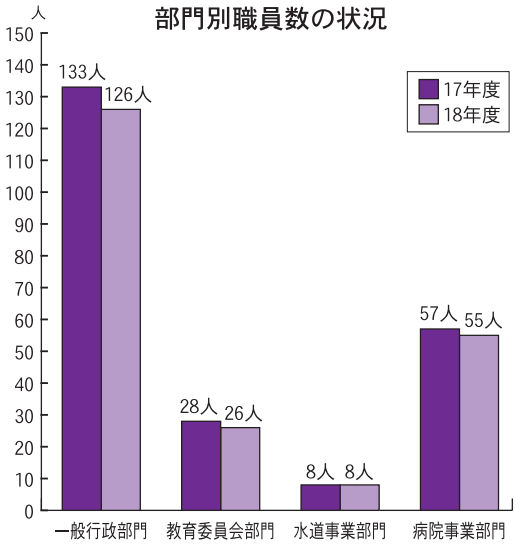

7 職員数の状況

（１）部門別職員数の状況と主な増減理由

区分／部門	職員数 平成17年	職員数 平成18年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	133人	126人	△ 7	退職者不補充
教育委員会部門	28人	26人	△ 2	図書館業務の民間委託
水道事業部門	8人	8人	0	
病院事業部門	57人	55人	△ 2	退職者不補充
合計	226人	215人	△ 11	

（２）定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化計画目標（数・率）

計画期間 始期	計画期間 終期	数値目標	平成23年４月１日現在における目標職員数
平成18年４月１日	平成23年４月１日	19人（12.1%）の純減	１３４人

（３）年齢別職員数の状況（18年４月１日現在）　（病院職員を含む全職員）

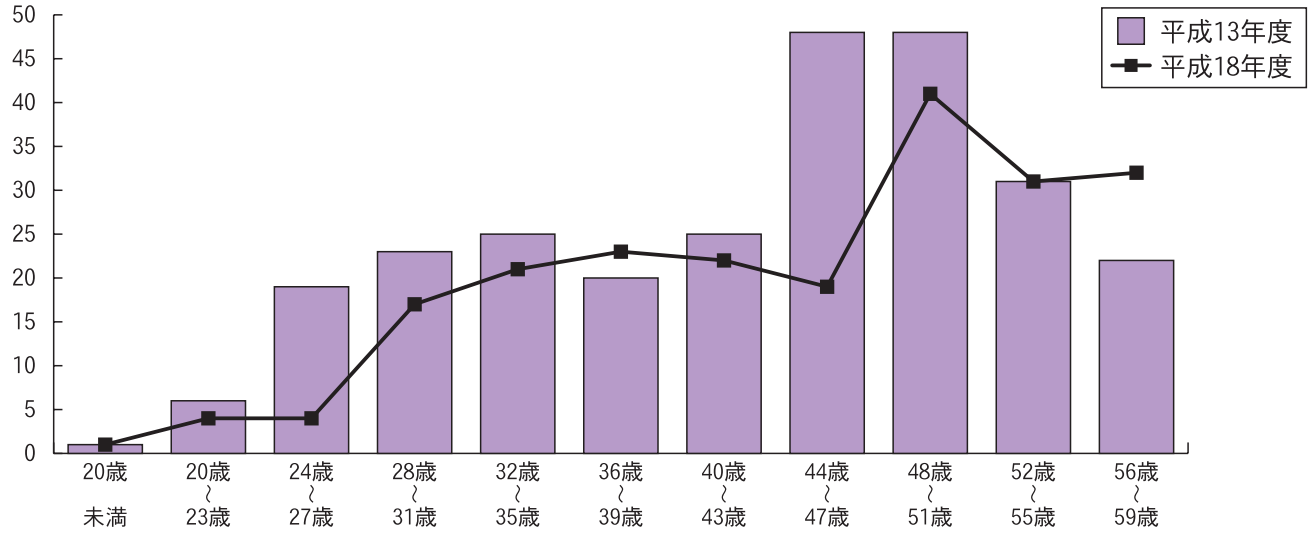

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	計
H13年度職員数	1人	6人	19人	23人	25人	20人	25人	48人	48人	31人	22人	268人
H18年度職員数	1人	4人	4人	17人	21人	23人	22人	19人	41人	31人	32人	215人
構成比	0.5%	1.9%	1.9%	7.9%	9.8%	10.7%	10.2%	8.8%	19.1%	14.4%	14.9%	100.0%

8 勤務時間その他の勤務条件

（１）勤務時間の状況（18年４月１日現在）

①１週間の勤務時間

一般職員	教育職員
38時間45分	38時間45分

②職員の勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
９時00分	17時30分	12時00分～12時45分	12時45分～13時00分

（２）職員の年次休暇の使用状況（17年度）

１人年間付与日数	総使用日数（a）	全対象職員数（b）	平均使用日数（a）／（b）
20日	1,113日	108人	10.3日

（注）　全対象職員とは、平成17年１月１日から平成17年12月31日までの全期間に在職した一般職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数としています。

（３）特別休暇の状況（平成18年４月１日）

種	類	付与日数
1　骨髄提供のための休暇		必要と認める期間
2　ボランティア休暇		５日以内
3　結婚		６日以内
4　育児時間		１日２回１回１時間以内
5　妻の出産		３日以内
6　親族の葬儀等に係る休暇	配偶者	10日
	父母	７日
	子	５日
	祖父母	３日
	孫	１日
	兄弟姉妹	３日
	おじ又はおば	１日
	父母の配偶者又は配偶者の父母	３日
	子の配偶者又は配偶者の子	１日
	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	１日
	兄弟等の配偶者又は配偶者の兄弟等	１日
	おじ又はおばの配偶者	１日
7　夏季休暇		３日以内
8　子の看護のための休暇		５日以内
9　就業禁止（労働安全衛生法第68条に基づくもの）		必要と認める期間
10　年末年始の休み		12月31日及び １月１日～１月５日まで
11　職員団体の事務従事（組合休暇）		30日以内(無給)
12　家族の法要（死亡後15年以内）		１日以内
13　公民権行使休暇		必要と認める期間
14　産前休暇		８週間
15　産後休暇		８週間
16　災害事故休暇		７日以内
17　災害時出・退勤休暇		必要と認める期間

（４）育児休業等の利用状況（平成17年度）

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	―	―
女性職員	２人	―

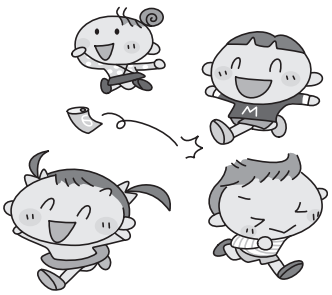

（５）介護休暇の取得状況（平成17年度）

平成17年度の取得実績はありません。

9 分限及び懲戒（平成17年度）

平成17年度中に懲戒処分をうけた職員は、減給処分１人です。

10 研修（平成17年度）

職員研修の実施状況

研　　修　　名	受講者数	期　間
北海道研修	１人	１年間
渡島町税滞納整理機構派遣	１人	１年間
退職者ライフプランセミナー	４人	４日
渡島町村会中級職員研修会	１人	３日
公務員倫理について	56人	１日
渡島・桧山地区法務研修会	１人	２日
個人情報セキュリティ講習会	１人	１日
地方自治体職員等国際協力実務研修	１人	３日

11 福祉及び利益の保護（平成17年度）

（１）職員の厚生福利の実施状況

松前町独自の職員の厚生福利については、職員互助会を設置して実施していますが、運営については職員の会費により行っています。

互助会の主な事業としては、「職員新年会」「職員に係る慶弔費」などです。

（２）公務災害等の状況

区　分	平成17年度中申請件数	平成17年度中認定状況			平成17年度末未認定件数
		公務上	公務外	計	
公務災害	1	1	－	1	－
通勤災害	－	－	－	－	－
合計	1	1	－	1	－

公平委員会の業務の状況報告（平成17年）

１　勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

２　不利益処分に関する不服申し立ての状況

該当なし